

第96回 定時株主総会招集ご通知

日時

2018年6月19日（火曜日）午前10時

場所

大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
5階メインホール

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役8名
選任の件
- 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権
無償割当ての委任の件

目 次

■第96回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	4
〈添付書類〉	
■事業報告	35
■連結計算書類	55
■計算書類	57
■監査報告書	59

◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載させていただきます。

株 主 各 位

大阪市中央区大手前1丁目7番31号
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役社長 加藤 好文

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご高覧下さいまして、2頁から3頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って2018年6月18日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月19日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）5階メインホール
（末尾ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第96期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎代理人によって議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が、代理人として株主総会にご出席いただけます。

議決権行使のご案内

書面による議決権行使の場合

書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月18日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送下さい。

インターネット等による議決権行使の場合

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合には、以下の事項をご了承のうえ、2018年6月18日（月曜日）午後6時までにご行使下さい。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。

（2）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120（652）031 （受付時間 9:00～21:00）

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、(株)ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をおこなっていただくことも可能です。

議決権が重複して行使された場合のお取扱い

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、経営環境が激しく変化する中においても、沿線価値の向上を図ることで公共性の高い鉄軌道事業を中心とするグループの安定した経営基盤を確保するとともに、グループが成長するための積極的な投資および財務体質の強化に努め、かつ成果に応じた株主還元を持続的に実施するため、自己資本の水準および業績を勘案しつつ、安定的な利益配当を継続することを利益配分についての基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき20円 総額2,143,862,640円

なお、当社は、2017年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株とする株式併合をおこないました。

1株につき3円の間配当を含めた年間配当は、株式併合前に換算いたしますと、中間配当3円と期末配当4円を合わせた7円（前期に比べ1円増配）、株式併合後に換算いたしますと、中間配当15円と期末配当20円を合わせた35円（前期に比べ5円増配）に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月20日

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員8名が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	再任 かとう よし ふみ 加 藤 好 文	代表取締役社長 CEO兼COO (執行役員社長)
2	再任 み うら たつ や 三 浦 達 也	取 締 役 (専務執行役員)
3	再任 なか の みち お 中 野 道 夫	取 締 役 (常務執行役員)
4	再任 うえ の まさ や 上 野 正 哉	取 締 役 (常務執行役員)
5	再任 いな ち とし ひこ 稲 地 利 彦	取 締 役 (常務執行役員)
6	再任 いし まる まさ ひろ 石 丸 昌 宏	取 締 役 (常務執行役員)
7	再任 つくだ かず お 佃 和 夫	社 外 独 立 役 員 取 締 役
8	再任 きた しゅう じ 北 修 爾	社 外 独 立 役 員 取 締 役

候補者番号

1

か とう よし ふみ
加 藤 好 文

(1951年11月25日生)

再任

● 所有する当社株式の数
25,300株

● 取締役会出席状況
12回／12回

● 略歴および地位

1975年 4 月 当社入社
2005年 6 月 当社取締役
2007年 6 月 当社取締役常務執行役員
2011年 6 月 当社代表取締役社長 CEO兼
COO 執行役員社長 (現在)

● 担 当

経営統括室長

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)代表取締役会長
朝日放送グループホールディングス(株)社外監査役

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

加藤好文氏は、2005年6月に取締役に就任以降、現在は代表取締役社長 CEO兼COO 執行役員社長として当社経営統括室長を務めるなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

み うら たつ や
三 浦 達 也

(1957年3月11日生)

再任

● 所有する当社株式の数
10,100株

● 取締役会出席状況
12回／12回

● 略歴および地位

1980年 4 月 当社入社
2009年 6 月 当社執行役員
2013年 6 月 当社取締役常務執行役員
2017年 6 月 当社取締役専務執行役員 (現在)

● 担 当

BIOSTYLE推進室長、経営統括室副室長(経営戦略担当<新規事業>・事業推進担当<沿線再耕>)
[不動産業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪建物(株)代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

三浦達也氏は、2009年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役専務執行役員(不動産業統括責任者)として当社グループの不動産業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なか の みち お
中 野 道 夫

(1958年10月17日生)

再任

- 所有する当社株式の数 6,610株
- 取締役会出席状況 10回／10回
(2017年6月就任以降)

● 略歴および地位

1981年 4 月 当社入社
 2013年 6 月 当社執行役員
 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担 当

経営統括室副室長
 [運輸業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

中野道夫氏は、2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員（運輸業統括責任者）として当社グループの運輸業全般に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うえ の まさ や
上 野 正 哉

(1960年1月13日生)

再任

- 所有する当社株式の数 5,700株
- 取締役会出席状況 10回／10回
(2017年6月就任以降)

● 略歴および地位

1982年 4 月 当社入社
 2013年 6 月 当社執行役員
 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担 当

京橋プロジェクト準備室長、経営統括室副室長、
 BIOSTYLE推進室副室長
 [流通業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

(株)京阪流通システムズ代表取締役会長
 (株)京阪百貨店代表取締役会長
 (株)ビオ・マーケット代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

上野正哉氏は、2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員（流通業統括責任者）として当社グループの流通業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

いな ち とし ひこ
稲 地 利 彦

(1958年12月17日生)

再任

- 所有する当社株式の数
4,131株
- 取締役会出席状況
10回／10回
(2017年6月就任以降)

● 略歴および地位

1982年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担 当

経営統括室副室長(事業推進担当<観光創造>、
京都担当
[レジャー・サービス業統括責任者])

● 重要な兼職の状況

(株)ホテル京阪代表取締役会長
京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締役社長
京阪ステイズ(株)代表取締役社長
琵琶湖汽船(株)代表取締役会長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

稲地利彦氏は、2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員(レジャー・サービス業統括責任者)として当社グループのレジャー・サービス業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

いし まる まさ ひろ
石 丸 昌 宏

(1962年2月28日生)

再任

- 所有する当社株式の数
6,610株
- 取締役会出席状況
10回／10回
(2017年6月就任以降)

● 略歴および地位

1985年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担 当

経営統括室副室長(経営戦略担当<全社戦略>・
事業推進担当<マーケティング・デザイン>・人事部担当)

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)取締役

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

石丸昌宏氏は、2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員として当社経営統括室経営戦略担当<全社戦略>・事業推進担当<マーケティング・デザイン>・人事部に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

つくだ
佃かず
和 夫

(1943年9月1日生)

再任

社外

独立役員

● 所有する当社株式の数
0● 取締役会出席状況
12回／12回

● 略歴および地位

1968年4月 三菱重工業(株)入社
2003年6月 同社代表取締役社長
2008年4月 同社代表取締役会長
2011年6月 当社取締役（現在）
2013年4月 三菱重工業(株)取締役相談役
2013年6月 同社相談役（現在）

● 重要な兼職の状況

三菱重工業(株)相談役
(株)三菱総合研究所社外取締役
(株)山口フィナンシャルグループ社外取締役
（監査等委員）
ファナック(株)社外取締役

● 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験および卓越した識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

きた
北しゅう
修 爾

(1943年1月28日生)

再任

社外

独立役員

● 所有する当社株式の数
2,000株● 取締役会出席状況
12回／12回

● 略歴および地位

1966年4月 通商産業省入省
1991年6月 経済企画庁長官官房審議官
1993年6月 阪和興業(株)常務取締役
1994年2月 同社代表取締役社長
2011年4月 同社代表取締役会長
2011年6月 当社取締役（現在）
2017年4月 阪和興業(株)取締役会長（現在）

● 重要な兼職の状況

阪和興業(株)取締役会長

● 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験および卓越した識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。

.....
(注) 1. 監査等委員でない取締役候補者と当社との間の特別の利害関係

稲地利彦氏は琵琶湖汽船㈱の代表取締役であり、当社は、同社との間で土地建物の賃貸および金銭の貸付などの取引関係があります。

2. 佃 和夫、北 修爾の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、佃 和夫、北 修爾の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 社外取締役候補者に関する事項

(1)佃 和夫氏

①当社の社外取締役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって7年であります。

②社外取締役候補者との責任限定契約

当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を継続する予定であります。

(2)北 修爾氏

①当社の社外取締役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって7年であります。

②社外取締役候補者との責任限定契約

当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を継続する予定であります。

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、2015年6月17日開催の第93回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）が、現行プランは、本総会終結の時をもって有効期間の満了により失効することになります。

当社は、現行プランの失効を機に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現行プランを更新する（以下、「本更新」といい、現行プランを更新したものを「本プラン」といいます。）ことを、2018年5月9日開催の当社取締役会において決定いたしました。

本議案は、本更新のため、当社定款第12条の定めに基づき、後記二「本プランの内容」に記載した条件に従い新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

一 提案の理由（本更新の目的）

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業をはじめとするライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期

的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は損なわれることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

京阪グループの鉄道事業は、1910年に天満橋・五条間において開業以来、一世紀にわたり京都・大阪・滋賀の三府県における都市間輸送を担っており、当社を中核とする京阪グループはこの鉄道事業を中心として、生活に密着した幅広い分野でその事業を拡大してまいりました。

現在、京阪グループは、「人の暮らしに夢と希望と信頼のネットワークを築いて、快適な生活環境を創造し、社会に貢献します。」との経営理念のもと、多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業を営む企業グループとして「安全・正確・迅速・快適」な輸送を完遂するという極めて重要な公共的使命を背景に、鉄道、バスにより形成される交通ネットワークのエリア、いわば「京阪エリア」を事業展開の基盤としつつ、不動産、流通、レジャー・サービスといった事業を京阪エリアで確立し、沿線外に順次展開しております。

そして、京阪グループでは、このような経営理念と公共的使命を背景に、2050年を見据え、新たな経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」を策定いたしました。激変する将来の経営環境においても、京阪グループが持続的な成長を続けるために、「価値創造」と「グローバル展開」に挑戦してまいります。もっと多くの人から「住みたい、訪れたい沿線」として選ばれるよう、まちや観光の価値を創造し世界へ発信するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルを創造し、世界に共感の輪を拡げ、沿線を基盤にアジア・ワイドで事業を展開することに挑戦いたします。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業をはじめとするライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめと

する中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

経営ビジョン実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざします。この長期経営戦略に基づく3カ年の具体的な取組みについて、中期経営計画（2018～2020年度）として策定しております。

長期経営戦略および中期経営計画の概略は、次のとおりであります。

① 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。中期経営計画の3カ年では「くらし・まち・ときめき創造」を掲げ、前中期経営計画で第一歩を踏み出した成長ステージで、お客さまのくらしや、京阪沿線のまちに、ときめくような新しい価値を創造することに挑戦してまいります。

② 主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島、天満橋といった大阪市内東西軸の拠点開発を推進いたします。また、枚方市や大阪東西軸に連なるエリアを中心に、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と京阪グループで観光を共創、グローバル交流を促進

成長する観光市場で、京阪グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、京都駅前・四条河原町・三条といった京都市内の拠点開発のほか、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる京阪グループをめざします。「BIOSTYLEー選ばれる京阪をめざしてー」を重点施策に掲げ、新

たなライフスタイルとして提案する「BIOSTYLE」の発信拠点として、四条河原町にフラッグシップ施設を開業し、順次コンテンツを展開し事業を拡大していきます。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

③ 経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、京阪グループの事業機会の拡大を図ります。

また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、京阪グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

④ 各事業戦略

(1) 運輸業

将来予想される沿線人口や労働人口の減少に備え、新たな需要創造や交通ネットワーク強化による収益力の向上と事業の効率化による経営基盤の強化を図り、京阪グループの礎である、安全・安心ブランドの価値をさらに高める役割を担います。

(2) 不動産業

短期回転型・長期保有型いずれの事業においても、開発メニューやコンテンツの多角化を進め、多様な不動産活用による収益機会の拡大を図ります。また、沿線内外や海外において京阪グループ各事業の展開基盤となる不動産の調達・開発を進め、グループの成長ドライバーとしての役割を果たします。

(3) 流通業

消費者の価値観が変化中、お客さまに共感いただけるライフスタイルを提案するため、新業態の開発や商品・サービス・店舗のバリューアップを推進します。あわせて、主軸戦略に寄与する商業コンテンツを供給することで、収益を拡大します。また、既存事業の体質強化を進め、利益率の改善を図ります。

(4) レジャー・サービス業

観光市場の成長を確実に取り込み、ホテル事業の収益拡大を進めます。また、京阪グループ横断で取り組む観光商品のセールス・マーケティングの中心機能を担い、沿線エリアへの誘客や観光コンテンツの強化を図ります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、各事業の更なる競争力強化、京阪グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図っていくため、2016年4月1日、持株会社体制へと移行しました。また、こうした課題への取組みを更に加速していくため、当社は、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて

更なる迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、社外取締役の豊富な経験および卓越した識見を活用することで取締役会の監督機能の充実を図り、また、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を担うことで監査・監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた関連議案に基づき、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。なお、当社は、従前から経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため取締役の任期を1年としておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き監査等委員でない取締役の任期は1年であります。

さらに、現在、当社の取締役13名のうち5名は独立性を有する社外取締役（うち2名は監査等委員でない社外取締役）を選任しております。これら社外取締役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

3. 本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に沿って、本総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、おこなわれるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうことなどを可能とすることを目的としております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付をおこなう旨の提案を受けている事実はありません。当社の2018年3月31日現在における大株主の状況は、後記「大株主の状況」のとおりです。

二 本プランの内容

1. 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

(1) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記一3.「本プランの目的」を実現するために必要な手続を定めています（詳細については後記2.(1)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(2) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者は、本プランにおいて定められた手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付をおこなうことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付をおこなう場合、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合など（その要件の詳細については後記2. (2)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は後記2. (3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、当該無償割当て以前に比して最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 企業価値委員会の利用、株主意思確認株主総会の開催

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得などの判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会（その詳細については後記2. (4)「企業価値委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については後記2. (1)「本プランに係る手続」(f)をご参照下さい。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、次の①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）をおこなう者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議をおこなうまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等をおこなう買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言などを記載した書面（当該買付者等の代表者による署名または記名押印がなされたものとし、条件または留保等は付されてはならないものとし、）および当該署名または押印をおこなった代表者の資格証明書ならびに商業登記簿謄本等当該買付者等の存在を証する書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付説明書その他買付者等が当社または企業価値委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に送付します。

企業価値委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。なお、当該回答期限は、買付説明書の受領後60日を超えないものとし、

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細などに関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性などを含みます。）
- ③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその

算定根拠などを含みます。)

- ⑤ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑥ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑦ 買付等の後における京阪グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策など(運輸事業における運輸政策、安全管理政策、投資政策、運賃政策などを含みます。)
- ⑧ 当社の株主(買付者等を除く。)、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策をおこなうことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他企業価値委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書の提出および本必要情報の提供を求めて買付者等と協議・交渉などをおこなうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、後記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値委員会から追加的に提出を求められた情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限(30日を上限とします。)を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)およびその根拠資料、代替案(もしあれば)その他企業価値委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 企業価値委員会による検討など

企業価値委員会は、買付者等および(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報を受領してから最長60日間が経過するまで(ただし、後記(d)③に記載する場合には、企業価値委員会は当該期間を延長することができるものとします。)、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画などに関する情報収集・比較検討および当社取締役会の提示する代替案の検討などをおこないます(以下、かかる企業価値委員会による情報収集・検討に要する期間を「企業価値委員会検討期間」といいます。)。また、企業価値委員会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉などをおこない、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示などをおこなうものとします。

企業価値委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、企業価値委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉などを求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(d) 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告などをおこなうものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

企業価値委員会は、買付等について後記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉などをおこなう必要があるなどの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。なお、企業価値委員会は、ある買付等について後記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、企業価値委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告をおこなうことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係などに変動が生じるなどの理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

企業価値委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉などの結果、発動事由が存しないと判断した場合には、企業価値委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告をおこないます。

ただし、企業価値委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係などに変動が生じるなどの理由により、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告をおこなうことができるものとします。

③ 企業価値委員会検討期間の延長をおこなう場合

企業価値委員会が、当初の企業価値委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうに至らない場合には、企業価値委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討などに必要とされる範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、企業価値委員会検討期間を延長する旨の決議をおこないます。

上記決議により企業価値委員会検討期間が延長された場合、企業価値委員会は、引き続き、情報収集、検討などをおこなうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して無償割当ての実施または不実施などに関する決議をおこなうものとします。ただし、次の(f)に基づき株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議をおこなうものとします。

(f) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(d)①に従い、企業価値委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、あらかじめ株主意思確認株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認株主総会の開催に要する時間などを勘案したうえで株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、会社法および当社の定款に基づき、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則などに従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、企業価値委員会検討期間が開始した事実ならびに同期間が延長された事実および延長の概要を含みます。）または企業価値委員会による勧告などの概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思確認株主総会の決議の概要、その他企業価値委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をおこないます。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続」(d)ないし(f)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値委員会の勧告または株主意思確認株主総会の決議に基づき決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（当該買付等の内容を判断するためまたは当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要とされる時間・情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

次の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 次に掲げる行為などにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産などを廉価に取得するなど当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営をおこなうような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社などの債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産などを処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株式買付をおこなうことをいいます。）など株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
- (d) 買付者等による提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主の皆様、お客さま、お取引先、従業員、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針などを含みます。）の内容が不十分または不適當であるため、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの信頼関係の維持・強化、経営陣と従業員による経営理念などの共有、鉄道事業における安全・安心な輸送体制、鉄道事業と各事業との有機的な連携に重大な支障をきたすなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主意思確認株主総会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の本新株予約権を割り当てます。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、後記(i)項②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注11)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注12)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注13)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注14)が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できるなど一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、後記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していることなどについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、非適格者に金銭等の経済的な利益を交付し非適格者が有する本新株予約権を取得することは想定しておりません。

(j) 合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 企業価値委員会の設置

当社は、本更新後も、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断を客観的におこなう機関として、引き続き企業価値委員会を設置します。本更新当初における企業価値委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の社外取締役2名および社外有識者1名から構成される予定です（企業価値委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項などについては、後記「企業価値委員会規程の概要」のとおりであり、本更新当初における企業価値委員会の委員は、後記「企業価値委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(1)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした企業価値委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断をおこない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議をおこなうこととします（ただし、上記(1)「本プランに係る手続」(e)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。）。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議がおこなわれた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所規則などの新設または改廃がおこなわれ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字などの理由により字句の修正をおこなうのが適切である場合、当社株主の皆様の不利益を与えない場合などを含みます。）、企業価値委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかにおこないます。

(6) 法令の改正などによる修正

本プランで引用する法令の規定は、2018年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をおこなった場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられますので、その行使および行使価額相当の金銭の払込を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。しかし仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値に関して希釈化が生じることとなります。ただし、当社は、後記(4)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は原則として生じません。

なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続などは不要です。

また、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(1)「本プランに係る手続」(d)①に記載した企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいてはすべての本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買をおこなった投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利および経済的側面において不利益が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主および投資家の皆様が、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録がおこなわれるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録をおこなうための振替口座などの必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足することなどについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が交付されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(8)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録をおこなうための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がありますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、あらかじめ証券口座などの振替口座を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

(b) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受

領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないことなどについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録をおこなうための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

(c) その他

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注11) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りです。）その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注12) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）をおこなう旨の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者

(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りです。)その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注14) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定をおこなうものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分をおこなった買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

三 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上

本更新は、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的としておこなわれるものです。

2. 買収防衛策に関する指針などの要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)をすべて充足しています。また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致しています。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、本総会において本プランに係る委任決議がなされることによりおこなわれます。従いまして、本総会において委任につきご承認いただけない場合は本更新はおこなわれません。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記二2.(5)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記二2.(4)「企業価値委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役および社外有識者から構成される企業価値委員会によりおこなわれることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの透明な運営がおこなわれる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記二2.(1)「本プランに係る手続」(d)ないし(f)および上記二2.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 第三者専門家の意見の取得

上記二2.(1)「本プランに係る手続」(c)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、企業価値委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

7. 当社の監査等委員でない取締役の任期が1年であること

当社取締役の過半数を占める監査等委員でない取締役の任期は1年であり、たとえ本プランの有効期間中であっても、毎年の取締役の選任を通じて、本プランの是非につき株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっています。

8. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記二2.(5)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役により構成される取締役会により、これを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては、当社取締役の過半数を占める監査等委員でない取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、監査等委員でない取締役の交代を一度におこなうことができずその発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

企業価値委員会規程の概要

- ・企業価値委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・企業価値委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)社外有識者のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者は、会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・企業価値委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった企業価値委員会委員が、社外取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、企業価値委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・企業価値委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値委員会の勧告を最大限尊重して決議をおこなう（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施または不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、企業価値委員会は、次の各号に記載される事項をおこなう。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が企業価値委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議

- ⑤ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料などの提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 企業価値委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて企業価値委員会がおこなうことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が企業価値委員会がおこなうことができるものと定めた事項
- ・ 企業価値委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める。また、企業価値委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限を定めたとえ、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
 - ・ 企業価値委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉をおこなうものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示などをおこなうものとする。
 - ・ 企業価値委員会は、必要な情報収集をおこなうため、当社の取締役、従業員その他企業価値委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 企業価値委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
 - ・ 各企業価値委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値委員会を招集することができる。
 - ・ 企業価値委員会の決議は、原則として、企業価値委員会委員全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、やむを得ない事由があるときは、企業価値委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなうことができる。

企業価値委員会委員の氏名および略歴

本更新当初の企業価値委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佃 和 夫（つくだ かずお）

1968年 4 月 三菱重工業(株)入社
2003年 6 月 同社代表取締役社長
2008年 4 月 同社代表取締役会長
2011年 6 月 当社取締役（現在）
2013年 4 月 三菱重工業(株)取締役相談役
2013年 6 月 同社相談役（現在）

草 尾 光 一（くさお こういち）

1990年 4 月 弁護士（現在）
2011年 6 月 ダイトーケミックス(株)社外監査役（現在）
2016年 6 月 当社監査役
2016年 6 月 不二製油グループ本社(株)社外監査役（現在）
2017年 6 月 当社取締役 監査等委員（現在）

山 本 竹 彦（やまもと たけひこ）

1975年 4 月 大阪商船三井船舶(株)（現 (株)商船三井）入社
2009年 6 月 (株)商船三井取締役専務執行役員
2010年 6 月 ダイビル(株)代表取締役副社長執行役員
2011年 6 月 同社代表取締役社長執行役員
2016年 4 月 同社代表取締役会長（現在）

（注）佃 和夫氏および草尾光一氏は、社外取締役であります。

大株主の状況
(2018年3月31日現在)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,267	3.05
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	3,000	2.80
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,942	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,942	2.74
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,891	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,611	1.50
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	1,479	1.38
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,363	1.27
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,332	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口1)	1,215	1.13

(注) 1. 当社は、自己株式を5,989,571株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に商号を変更し、(株)三菱UFJ銀行となりました。

以 上

事業報告

2017年4月1日から2018年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善に加え、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどにより、緩やかな回復の動きを見せました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動をおこなって、業績の向上に努めました結果、当連結会計年度の営業収益は3,222億7千6百万円（前期比193億5千9百万円、6.4%増）、営業利益は314億5千8百万円（前期比8億8千5百万円、2.7%減）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は296億3千万円（前期比7億5百万円、2.3%減）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は227億1千2百万円と、前期に比較して7千5百万円（0.3%）の増益となりました。

次に、事業別の状況についてご報告いたします。

運輸業

鉄軌道事業におきましては、京阪電気鉄道(株)において、8月20日より、「上質な移動空間」を実現しワンランク上のサービスをご提供する、座席指定の特急車両「プレミアムカー」の運行を、8月21日より、平日朝のラッシュ時間帯に全車両座席指定の「ライナー」列車の運行をそれぞれ開始し、増収に寄与いたしました。また、近年訪日外国人旅行者をはじめとして、多くの観光客にご利用いただいている伏見稲荷駅をリニューアルいたしましたほか、訪日外国人旅行者の利便性向上を図るため、車内や駅における多言語放送の充実などをおこないました。さらに、叡山電鉄(株)において、3月21日より、新たな観光用車両「ひえい」の運行を開始するなど、鉄軌道事業全体で一層のサービス向上と旅客誘致に努めました。

バス運送業におきましては、京阪バス(株)、京都京阪バス(株)、京阪京都交通(株)および江若交通(株)において、4月1日より、ICOCAを活用した京阪グループバス事業専用のポイントサービスを開始するなど、競争力の強化と利便性の向上を図りました。

しかしながら、4月26日、京阪ライフサポート(株)の全株式を関西電力(株)および(株)関電セキュリティ・オブ・ソサイエティに譲渡したことなどにより、運輸業全体の営業収益は922億6千2百万円（前期比21億4千1百万円、2.3%減）、営業利益は91億8千万円（前期比7億9千5百万円、8.0%減）となりました。

不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「ローズプレイス瀬田唐橋」「ローズプレイスくずは」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ファインシティ千里津雲台」「ファインシティ枚方」「ザ・レジデンス東三国」などのほか、首都圏におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインシティ王子神谷リバー&フォレスト」「ファインシティ東松戸モール&レジデンス」「ファインシティ横浜江ヶ崎ルネ」などを販売いたしました。さらに、建売住宅・注文建築事業などを展開する㈱ゼロ・コーポレーションの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

不動産賃貸業におきましては、更なる事業の拡大・強化をめざし、6月30日に「JCB札幌東ビル」（札幌市中央区、地上7階・地下1階建）を取得いたしましたほか、8月9日には新たな賃貸ビル（横浜市中区、地上11階・地下2階建）を取得し、「京阪横浜ビル」として営業を開始いたしました。

これらの結果、不動産業全体の営業収益は1,131億3千2百万円（前期比191億1千8百万円、20.3%増）、営業利益は153億1千6百万円（前期比8億2千4百万円、5.7%増）となりました。

流通業

ショッピングモールの経営におきましては、前期にリニューアルした「京阪モール」が好調に推移いたしましたほか、4月14日、京都タワービルの商業ゾーンを全面的にリニューアルし、「KYOTO TOWER SANDO」を開業いたしました。世界有数の観光都市・京都の玄関口において、地元のお客さまのみならず、国内外から様々な観光客をお迎えするグローバル拠点としても相応しいフロア構成とするなど、施設の魅力向上および収益力の強化を図りました。

百貨店業におきましては、3月1日、京阪百貨店守口店2階フロアをリニューアルし、上質なベーシックを追求する女性のための直営セレクトショップ「ナナイロフルール」をオープンするなど、競争力強化を図りました。

ストア業におきましては、前期に開業した「フレスト長尾店」などが通期で寄与いたしましたほか、いなり寿司専門店「伏見稻荷 千本いなり」を出店するなど、収益力の強化を図りました。

これらの結果、流通業全体の営業収益は1,007億9百万円（前期比22億1千6百万円、2.2%増）、営業利益は28億4千5百万円（前期比2億8百万円、7.9%増）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業におきましては、7月28日、「ホテル京阪淀屋橋」を開業いたしましたほか、その他の各ホテルにおいても積極的な営業活動を展開し、ビジネス需要および国内外からの観光需要の取り込みを図るなど、稼働率の向上および収益力の強化に努めました。また、「琵琶湖ホテル」における客室リニューアルや「京都センチュリーホテル」におけるレストラン「ラジョウ」のリニューアルを実施するなど、一層の施設の魅力向上および競争力の強化に努めました。

観光船業におきましては、「水の路^{みち}」を活用した観光創造を図るべく、琵琶湖汽船(株)において琵琶湖疏水を巡る「琵琶湖疏水通船」の運航受託を開始したほか、大阪水上バス(株)において、天満橋・八軒家浜船着場と枚方船着場を結ぶ観光船「淀川浪漫紀行」の運航を開始いたしました。

これらの結果、レジャー・サービス業全体の営業収益は312億9千8百万円（前期比4億9千7百万円、1.6%増）、営業利益は48億7千7百万円（前期比1億2千2百万円、2.6%増）となりました。

その他の事業

その他の事業全体の営業収益は18億2千4百万円（前期比3千2百万円、1.8%増）、営業利益は3千4百万円（前期は7千4百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、激変する将来の経営環境においても、当社グループが持続的な成長を続けるために、「価値創造」と「グローバル展開」に挑戦する、2050年を見据えた経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」を策定しております。

当社グループは、この経営ビジョンのもと、京阪沿線が、もっと多くの人から「住みたい、訪れたい沿線」として選ばれるよう、まちや観光の価値を創造し世界へ発信するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルを創造し世界に共感の輪を拡げ、沿線を基盤にアジア・ワイドで事業を展開することに挑戦いたします。

また、経営ビジョン実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざすとともに、この長期経営戦略に基づく3カ年の具体的な取組みについて、中期経営計画（2018～2020年度）として策定しております。

長期経営戦略および中期経営計画の概略は、次のとおりであります。

1. 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。中期経営計画の3カ年では「くらし・まち・ときめき創造」を掲げ、前中期経営計画で第一歩を踏み出した成長ステージで、お客さまのくらしや、京阪沿線のまちに、ときめくような新しい価値を創造することに挑戦してまいります。

2. 主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島、天満橋といった大阪市内東西軸の拠点開発を推進いたします。また、枚方市や大阪東西軸に連なるエリアを中心に、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

成長する観光市場で、当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、京都駅前・四条河原町・三条といった京都市内の拠点開発のほか、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる京阪グループをめざします。「BIOS^{ビオス}STYLE－選ばれる京阪をめざして－」を重点施策に掲げ、新たなライフスタイルとして提案する「BIOS^{ビオス}STYLE」の発信拠点として、四条河原町に旗艦シップ施設を開業し、順次コンテンツを展開し事業を拡大していきます。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOS^{ビオス}STYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

3. 経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

4. 各事業戦略

(1) 運輸業

将来予想される沿線人口や労働人口の減少に備え、新たな需要創造や交通ネットワーク強化による収益力の向上と事業の効率化による経営基盤の強化を図り、当社グループの礎である、安全・安心ブランドの価値をさらに高める役割を担います。

(2) 不動産業

短期回転型・長期保有型いずれの事業においても、開発メニューやコンテンツの多角化を進め、多様な不動産活用による収益機会の拡大を図ります。また、沿線内外や海外において当社グループ各事業の展開基盤となる不動産の調達・開発を進め、グループの成長ドライバーとしての役割を果たします。

(3) 流通業

消費者の価値観が変化する中、お客さまに共感いただけるライフスタイルを提案するため、新業態の開発や商品・サービス・店舗のバリューアップを推進します。あわせて、主軸戦略に寄与する商業コンテンツを供給することで、収益を拡大します。また、既存事業の体質強化を進め、利益率の改善を図ります。

(4) レジャー・サービス業

観光市場の成長を確実に取り込み、ホテル事業の収益拡大を進めます。また、当社グループ横断で取り組む観光商品のセールス・マーケティングの中心機能を担い、沿線エリアへの誘客や観光コンテンツの強化を図ります。

(3) 資金調達の状況

設備資金などに充当するため、当連結会計年度に㈱日本政策投資銀行から69億9千万円を借り入れたのをはじめ、金融機関から所要の借入をおこないました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は3,163億9千9百万円となり、前期末に比較して18億6千万円増加いたしました。

(4) 設備投資の状況

事業区分	投資額 (百万円)	主な設備投資の内容
運輸業	14,952	京阪線ATS（自動列車停止装置）更新工事など
不動産業	21,345	京阪横浜ビル取得など
流通業	1,187	京阪百貨店枚方店改装工事など
レジャー・サービス業	1,958	京都駅前新ホテル建設工事など
その他の事業	7	
調整額	293	
合計	39,745	

(注) 調整額は、各事業区分に配分していない当社の設備投資額であります。

(5) 重要な企業結合等の状況

1. 当社は、2017年4月26日、当社の連結子会社であった京阪ライフサポート(株)の全株式を関西電力(株)および(株)関電セキュリティ・オブ・ソサイエティに譲渡いたしました。
2. 当社は、2017年7月3日、(株)ゼロ・コーポレーションの全株式を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第93期 (2014年度)	第94期 (2015年度)	第95期 (2016年度)	第96期 (2017年度) (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	294,906	300,188	302,917	322,276
運輸業	90,341	93,562	94,404	92,262
不動産業	89,454	89,033	94,014	113,132
流通業	98,200	98,875	98,493	100,709
レジャー・サービス業	29,761	31,813	30,801	31,298
その他の事業	1,707	1,755	1,792	1,824
調整額	△14,559	△14,852	△16,588	△16,951
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	17,864	22,385	22,636	22,712
1 株当たり当期純利益 (円)	31.78	39.95	42.20	211.87
総 資 産 (百万円)	664,236	670,333	679,631	699,207
純 資 産 (百万円)	190,513	191,790	203,455	223,559

- (注) 1. 事業別の営業収益は、各事業間の内部取引を相殺消去する前の数値を記載しております。
2. 第94期から一部の連結子会社の事業区分を変更しております。これに伴い、当該子会社が連結子会社となった第93期の事業別の営業収益についても、当該変更後の区分に基づいて算出した数値を記載しております。
3. 当社は、2017年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株とする株式併合をおこないました。第96期の1株当たり当期純利益は、株式併合が期首におこなわれたものと仮定して算出した数値を記載しております。

(7) 主要な事業内容および事業所（2018年3月31日現在）

1. 運輸業

事業内容	主要な事業所または施設
鉄 軌 道 事 業	[京阪電気鉄道(株)]
	営業キロ 91.1km、駅数 89駅、車両数 706両（大阪府、京都府、滋賀県）
	[叡山電鉄(株)]
	営業キロ 14.4km、駅数 17駅、車両数 23両（京都府）
	[京福電気鉄道(株)]
	営業キロ 12.3km、駅数 24駅、車両数 30両（京都府）
バ ス 運 送 業	[京阪バス(株)]
	車両数 628両
	営業所 11ヵ所（大阪府、京都府、滋賀県）
遊 園 地 業	[京阪電気鉄道(株)]
	ひらかたパーク（大阪府）

(注) 京阪電気鉄道(株)の営業キロおよび駅数のうち、中之島線（営業キロ 3.0km、駅数 4 駅）は、中之島高速鉄道(株)が鉄道施設の保有主体となり、京阪電気鉄道(株)が第2種鉄道事業者として運行しております。

2. 不動産業

事業内容	主要な事業所または施設
不動産販売業	[京阪電鉄不動産(株)]
	営業所 8 ヵ所（大阪府、京都府、東京都、北海道）
	[(株)ゼロ・コーポレーション]
	営業所 4 ヵ所（京都府、兵庫県）
不動産賃貸業	[当社]
	京阪御堂筋ビル（大阪府）、京阪淀口ジスティブスヤード（京都府）、久御山ショッピングタウン（京都府）他
	[京阪建物(株)]
	OMM（大阪府）
	[イースタン興業(株)]
	イースタンビル（東京都）

3. 流通業

事業内容	主要な事業所または施設
百貨店業	〔株〕京阪百貨店 京阪百貨店 京橋店、守口店、住道店、枚方店、くずは店（大阪府）
ストア業	〔株〕京阪ザ・ストア フレスト 5店舗（大阪府、京都府） アンスリー 40店舗（大阪府、京都府）
ショッピングモールの経営	〔株〕京阪流通システムズ 京阪シティモール、KiKi 京橋、京阪モール、KUZUHA MALL（大阪府）

4. レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業所または施設
ホテル業	〔株〕ホテル京阪 ホテル京阪ユニバーサル・タワー 他8店舗（大阪府、京都府、東京都、北海道） 〔京阪ホテルズ&リゾーツ株〕 京都タワーホテル、京都センチュリーホテル、琵琶湖ホテル 他1店舗（京都府、滋賀県）
観光船業	〔大阪水上バス株〕 隻数 7隻（大阪府） 〔琵琶湖汽船株〕 隻数 7隻（滋賀県）

(8) 従業員の状況（2018年3月31日現在）

事業区分	従業員数 (名)
運輸業	4,438 [1,183]
不動産業	821 [1,230]
流通業	870 [3,315]
レジャー・サービス業	587 [817]
その他の事業	14 [36]
全社（共通）	132 [23]
合計	6,862 [6,604]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の合計は、前期末に比し60名減少いたしました。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

事業区分	会 社 名	資 本 金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
運 輸 業	京 阪 電 気 鉄 道 (株)	100	100	鉄軌道事業
	叡 山 電 鉄 (株)	250	100	鉄道事業
	京 福 電 気 鉄 道 (株)	1,000	42.9	鉄軌道事業
	京 阪 バ ス (株)	100	100	バス運送業
不動産業	京 阪 電 鉄 不 動 産 (株)	3,394	100	不動産販売業
	京 阪 建 物 (株)	100	100	不動産賃貸業
流 通 業	(株) 京 阪 百 貨 店	1,500	100	百貨店業
	(株) 京 阪 ザ ・ ス ト ア	450	95.6 (100)	ストア業
	(株) 京 阪 流 通 シ ス テ ム ズ	100	100	ショッピングモールの経営
レジャー・サービス業	(株) ホ テ ル 京 阪	1,600	97.0 (100)	ホテル業
	京 阪 ホ テ ル ズ & リ ザ ー ツ (株)	300	100	ホテル業

(注) () 内の数字は、当社の子会社の出資を含めた出資比率であります。

(10) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) 日本政策投資銀行	50,790
三井住友信託銀行(株)	30,622
(株) 三井住友銀行	15,667
(株) 三菱東京UFJ銀行	11,065
(株) 京都銀行	9,805

- (注) 1. 上記には、シンジケートローンによる借入金（総額71,288百万円）を含んでおりません。
 2. (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に商号を変更し、(株)三菱UFJ銀行となりました。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 319,177,200株

(2) 発行済株式の総数 113,182,703株

(注) 自己株式5,989,571株を含んでおります。

(3) 株主数 45,080名

(注) 前期末に比し490名増加いたしました。

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,267	3.05
三井住友信託銀行(株)	3,000	2.80
(株) 三井住友銀行	2,942	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,942	2.74
日本生命保険相互会社	1,891	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,611	1.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,479	1.38
(株) 三菱東京UFJ銀行	1,363	1.27
J P MORGAN CHASE BANK 385151	1,332	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口1)	1,215	1.13

(注) 1. 当社は、自己株式を5,989,571株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 当社は、2017年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、同日をもって、当社普通株式について5株を1株とする株式併合をおこなうとともに、発行可能株式総数についても1,595,886,000株から319,177,200株に変更いたしました。なお、株式併合により、発行済株式の総数は565,913,515株から113,182,703株となりました。

4. (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に商号を変更し、(株)三菱UFJ銀行となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO兼COO (執行役員社長)	加 藤 好 文	経営統括室長	京阪電気鉄道(株)代表取締役会長 朝日放送(株)社外監査役
取 締 役 (専務執行役員)	三 浦 達 也	BIOSTYLE推進室長、経営 統括室副室長(経営戦略担 当<新規事業>・事業推進 担当<沿線再耕>) [不動産業統括責任者]	京阪建物(株)代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	中 野 道 夫	経営統括室副室長 [運輸業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	上 野 正 哉	京橋プロジェクト準備室 長、経営統括室副室長、 BIOSTYLE推進室副室長 [流通業統括責任者]	(株)京阪流通システムズ代表取締役会長 (株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)ビオ・マーケット代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	稲 地 利 彦	経営統括室副室長(事業推 進担当<観光創造>)、京 都担当 [レジャー・サービス業統 括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役会長 京阪ホテルズ&リゾーツ(株)代表取締役 役社長 京阪ステイズ(株)代表取締役社長 琵琶湖汽船(株)代表取締役会長
取 締 役 (常務執行役員)	石 丸 昌 宏	経営統括室副室長(経営戦 略担当<全社戦略>・事業 推進担当<マーケティング ・デザイン>・人事部担 当)	京阪電気鉄道(株)取締役
取 締 役	佃 和 夫		三菱重工業(株)相談役 (株)三菱総合研究所社外取締役 (株)山口フィナンシャルグループ社外 取締役(監査等委員) ファナック(株)社外取締役
取 締 役	北 修 爾		阪和興業(株)取締役会長
取 締 役 監査等委員(常勤)	長 濱 哲 郎		京阪電気鉄道(株)監査役
取 締 役 監査等委員(常勤)	中 谷 正 一		京阪電気鉄道(株)監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 監査等委員	梅 崎 壽		東京地下鉄(株)顧問
取締役 監査等委員	田 原 信 之		公認会計士
取締役 監査等委員	草 尾 光 一		弁護士 ダイソーケミックス(株)社外監査役 不二製油グループ本社(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役佃 和夫、北 修爾の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役佃 和夫、北 修爾の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役および監査役の異動
- (1) 2017年6月20日、取締役下條 弘、太刀川克己、前田佳彦の各氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 同日、当社は、定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日、監査役長濱 哲郎、中谷正一、梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 同日、定時株主総会の決議により取締役に中野道夫、上野正哉、稲地利彦、石丸昌宏、取締役 監査等委員に長濱哲郎、中谷正一、梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏が新たに就任いたしました。
- (4) 同日、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員に長濱哲郎、中谷正一の各氏が新たに就任いたしました。
4. 取締役 監査等委員田原信之氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 監査等委員長濱哲郎、中谷正一の各氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な社内会議への出席や内部監査部門等との連携を通じて監査等委員会の監査・監督の実効性の向上を図るためであります。
6. 朝日放送(株)は、2018年4月1日に商号を変更し、朝日放送グループホールディングス(株)となりました。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の6名および次の7名であります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 員	立 山 卓 司	[流通業副統括責任者]	(株)京阪レストラン代表取締役社長 (株)カフェ代表取締役会長
執 行 役 員	堀 野 和 久	経営統括室総務部担当、経営統括室総務部長	京阪電気鉄道(株)取締役
執 行 役 員	松 下 靖	経営統括室経営戦略担当 <広報・CSR>・経理部・IT推進部担当、経営統括室経営戦略担当部長<広報・CSR>	京阪電気鉄道(株)取締役
執 行 役 員	塩 山 等	[運輸業副統括責任者]	叡山電鉄(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 員	吉 村 洋 一	監査内部統制室長、経営統括室経営戦略担当部長＜全社戦略＞	
執 行 役 員	道 本 能 久	京橋プロジェクト準備室副室長 [不動産業副統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長
執 行 役 員	工 藤 俊 也	[レジャー・サービス業副統括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役社長 京阪ホテルズ&リゾーツ(株)代表取締役専務取締役

(2) 社外役員に関する事項

1. 当社と重要な兼職先との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。

2. 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査等委員でない取締役	佃 和 夫	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	北 修 爾	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
監査等委員である取締役	梅 崎 壽	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会設置会社移行前においては監査役会3回すべてに、監査等委員会設置会社移行後においては監査等委員会11回すべてに出席し、主に運輸行政および企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	田 原 信 之	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会設置会社移行前においては監査役会3回すべてに、監査等委員会設置会社移行後においては監査等委員会11回すべてに出席し、主に会計的な見地から発言をおこなっております。
	草 尾 光 一	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会設置会社移行前においては監査役会3回すべてに、監査等委員会設置会社移行後においては監査等委員会11回すべてに出席し、主に法的な見地から発言をおこなっております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役佃 和夫、北 修爾および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

1. 監査等委員会設置会社移行前

区 分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	57 (3)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (5)	5 (3)

(注) 取締役の報酬等の総額には、2017年6月20日任期満了により退任した取締役3名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

2. 監査等委員会設置会社移行後

区 分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
監査等委員でない 取 締 役 (うち社外取締役)	218 (12)	8 (2)
監査等委員である 取 締 役 (うち社外取締役)	50 (18)	5 (3)

(注) 監査等委員でない取締役の報酬等の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権の当事業年度における費用計上額17百万円を含んでおります。

(4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬および業績報酬（1株当たり連結当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と個人業績連動報酬より構成）ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成することとしております。なお、報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。

また、報酬内容の決定に関する方針および各人別の報酬の額については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 会計監査人の報酬等の額

46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、前期における会計監査人の職務執行状況、当期の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意をおこなっております。

2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

117百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、新たに株式を取得した会社等の会計全般に関する助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人の解任または不再任に関する議案の提出の可否を每期検討いたします。

~~~~~

(注) 本事業報告中、百万円単位以上の記載金額は百万円未満を、千株単位の株式数は表示単位未満をいずれも切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>171,490</b> |
| 現金及び預金        | 20,317         |
| 受取手形及び売掛金     | 31,199         |
| 有価証券          | 51             |
| 販売土地及び建物      | 105,070        |
| 商品            | 1,772          |
| 繰延税金資産        | 3,223          |
| その他           | 10,099         |
| 貸倒引当金         | △243           |
| <b>固定資産</b>   | <b>527,716</b> |
| 有形固定資産        | 455,624        |
| 建物及び構築物       | 193,388        |
| 機械装置及び運搬具     | 16,672         |
| 土地            | 217,866        |
| 建設仮勘定         | 19,065         |
| その他           | 8,632          |
| 無形固定資産        | 9,267          |
| 投資その他の資産      | 62,824         |
| 投資有価証券        | 43,676         |
| 長期貸付金         | 689            |
| 繰延税金資産        | 6,697          |
| 退職給付に係る資産     | 704            |
| その他           | 11,340         |
| 貸倒引当金         | △283           |
| <b>資産合計</b>   | <b>699,207</b> |

| 科 目                | 金 額            |
|--------------------|----------------|
| <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動負債</b>        | <b>161,600</b> |
| 支払手形及び買掛金          | 11,588         |
| 短期借入金              | 80,202         |
| 1年内償還予定の社債         | 10,045         |
| 未払法人税等             | 4,524          |
| 前受金                | 7,521          |
| 賞与引当金              | 2,555          |
| 商品券等引換損失引当金        | 565            |
| その他                | 44,596         |
| <b>固定負債</b>        | <b>314,047</b> |
| 社債                 | 80,125         |
| 長期借入金              | 146,026        |
| 長期未払金              | 536            |
| 繰延税金負債             | 11,336         |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 33,137         |
| 役員退職慰労引当金          | 345            |
| 退職給付に係る負債          | 18,790         |
| その他                | 23,749         |
| <b>負債合計</b>        | <b>475,647</b> |
| <b>(純資産の部)</b>     |                |
| <b>株主資本</b>        | <b>176,033</b> |
| 資本金                | 51,466         |
| 資本剰余金              | 28,787         |
| 利益剰余金              | 117,384        |
| 自己株式               | △21,603        |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>44,341</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 10,787         |
| 土地再評価差額金           | 36,088         |
| 為替換算調整勘定           | 6              |
| 退職給付に係る調整累計額       | △2,540         |
| <b>新株予約権</b>       | <b>44</b>      |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>3,139</b>   |
| <b>純資産合計</b>       | <b>223,559</b> |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>699,207</b> |

# 連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額     |                |
|------------------------|---------|----------------|
| <b>営業収益</b>            |         | <b>322,276</b> |
| <b>営業費</b>             |         |                |
| 運輸業等営業費及び売上原価          | 248,780 |                |
| 販売費及び一般管理費             | 42,037  | 290,817        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>31,458</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |         |                |
| 受取利息                   | 65      |                |
| 受取配当金                  | 788     |                |
| 雑収入                    | 1,117   | 1,971          |
| <b>営業外費用</b>           |         |                |
| 支払利息                   | 2,561   |                |
| 持分法による投資損失             | 59      |                |
| 雑支出                    | 1,179   | 3,800          |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>29,630</b>  |
| <b>特別利益</b>            |         |                |
| 関係会社株式売却益              | 3,179   |                |
| 補助金                    | 1,473   |                |
| 投資有価証券売却益              | 916     |                |
| 工事負担金等受入額              | 516     |                |
| その他                    | 541     | 6,626          |
| <b>特別損失</b>            |         |                |
| 固定資産圧縮損                | 1,042   |                |
| 固定資産除却損                | 995     |                |
| 関係会社株式評価損              | 310     |                |
| 損害賠償金                  | 152     |                |
| その他                    | 71      | 2,572          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>33,684</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 10,701  |                |
| 法人税等調整額                | △27     | 10,674         |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>23,009</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |         | 297            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>22,712</b>  |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>41,581</b>  |
| 現金及び預金        | 3,341          |
| 未収入金          | 2,022          |
| 未収収益          | 43             |
| 短期貸付金         | 37,103         |
| 有価証券          | 51             |
| 貯蔵品           | 33             |
| 前払費用          | 467            |
| 繰延税金資産        | 206            |
| その他           | 235            |
| 貸倒引当金         | △1,924         |
| <b>固定資産</b>   | <b>461,672</b> |
| 有形固定資産        | 191,221        |
| 建物            | 59,113         |
| 構築物           | 1,378          |
| 機械及び装置        | 105            |
| 車両運搬具         | 12             |
| 工具、器具及び備品     | 150            |
| 土地            | 115,059        |
| リース資産         | 604            |
| 建設仮勘定         | 14,796         |
| 無形固定資産        | 1,771          |
| 借地権           | 568            |
| ソフトウェア        | 590            |
| 公共施設利用権       | 537            |
| その他           | 75             |
| 投資その他の資産      | 268,678        |
| 投資有価証券        | 29,545         |
| 関係会社株式        | 102,615        |
| 長期貸付金         | 135,805        |
| その他           | 2,855          |
| 貸倒引当金         | △2,143         |
| <b>資産合計</b>   | <b>503,253</b> |

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動負債</b>     | <b>121,060</b> |
| 短期借入金           | 107,213        |
| 1年内償還予定の社債      | 10,000         |
| リース債務           | 67             |
| 未払金             | 1,632          |
| 未払費用            | 610            |
| 未払消費税等          | 428            |
| 未払法人税等          | 716            |
| 預り金             | 310            |
| 前受収益            | 67             |
| 賞与引当金           | 13             |
| <b>固定負債</b>     | <b>246,814</b> |
| 社債              | 80,059         |
| 長期借入金           | 135,565        |
| リース債務           | 566            |
| 長期未払金           | 29             |
| 繰延税金負債          | 3,606          |
| 再評価に係る繰延税金負債    | 14,603         |
| 退職給付引当金         | 675            |
| 資産除去債務          | 115            |
| 長期預り敷金保証金       | 11,587         |
| その他             | 5              |
| <b>負債合計</b>     | <b>367,874</b> |
| <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>株主資本</b>     | <b>110,970</b> |
| 資本金             | 51,466         |
| 資本剰余金           | 28,819         |
| 資本準備金           | 12,868         |
| その他資本剰余金        | 15,951         |
| 利益剰余金           | 52,288         |
| その他利益剰余金        | 52,288         |
| 繰越利益剰余金         | 52,288         |
| 自己株式            | △21,603        |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>24,362</b>  |
| その他有価証券評価差額金    | 10,383         |
| 土地再評価差額金        | 13,979         |
| <b>新株予約権</b>    | <b>44</b>      |
| <b>純資産合計</b>    | <b>135,378</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>503,253</b> |

# 損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |        |               |
| 関係会社受取配当金       | 8,592  |               |
| 関係会社受入手数料       | 4,590  |               |
| 土地建物賃貸収入        | 16,509 | 29,692        |
| <b>営業費</b>      |        |               |
| 一般管理費           | 14,486 | 14,486        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>15,206</b> |
| <b>営業外収益</b>    |        |               |
| 受取利息及び配当金       | 2,520  |               |
| その他             | 649    | 3,169         |
| <b>営業外費用</b>    |        |               |
| 支払利息            | 2,546  |               |
| その他             | 191    | 2,738         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>15,637</b> |
| <b>特別利益</b>     |        |               |
| 関係会社株式売却益       | 2,878  |               |
| 投資有価証券売却益       | 910    |               |
| 固定資産売却益         | 238    | 4,028         |
| <b>特別損失</b>     |        |               |
| 関係会社株式評価損       | 329    |               |
| 固定資産除却損         | 119    |               |
| 固定資産圧縮損         | 15     | 465           |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>19,200</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,441  |               |
| 法人税等調整額         | △203   | 3,238         |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>15,961</b> |

### 独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 ⑤

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高田 康弘 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席するとともに会社の諸規程の整備及び実施状況の調査を行い、取締役並びに使用人及び内部監査部門等と意思疎通を図り、適宜その職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類その他重要な書類を閲覧、審査し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けるほか、子会社に赴いて業務の執行状況及び財産の管理状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されているその取組み内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

京阪ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 長 濱 哲 郎 ㊞

監査等委員（常勤） 中 谷 正 一 ㊞

監 査 等 委 員 梅 崎 壽 ㊞

監 査 等 委 員 田 原 信 之 ㊞

監 査 等 委 員 草 尾 光 一 ㊞

(注) 監査等委員梅崎壽、田原信之及び草尾光一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ      モ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

×      ㄷ

×      ㄷ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

×      ㄷ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

×      ㄷ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 第96回 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 大阪国際会議場 (グランキューブ大阪) 5階メインホール  
大阪市北区中之島5丁目3番51号



## 交通

- **京阪中之島線**  
中之島 (大阪国際会議場) 駅  
(②番出口) すぐ
- **JR東西線**  
新福島駅 (②番出口) から  
徒歩約12分
- **JR大阪環状線**  
福島駅から徒歩約15分
- **阪神本線**  
福島駅 (③番出口) から  
徒歩約12分
- **大阪シティバス** 堂島大橋



※堂島大橋の改良工事実施に伴い、車やバイクでの通行はできなくなっております。

## お願い

- 会場には午前9時からご入場いただけます。  
開会間際は受付が混雑いたしますので、  
お早めにお越し下さい。
- お車でのご来場はご遠慮願います。



**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。